

利用規約

海部医療圏広域医療・介護・福祉ネットワーク「つながるまい海部津島」

大治町支部（つながるまい大治）利用規約

第1章 総則

（定義）

第1条 本規約は、海部医療圏広域医療・介護・福祉ネットワーク「つながるまい海部津島」（以下「つながるまい海部津島」という。）利用規約第5条第3項に基づき、大治町において「つながるまい海部津島」を適正かつ円滑に運営するために、利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（大治町における協議会支部の運営）

第2条 「つながるまい海部津島」利用規約第5条第1項に定める協議会支部の運営は、大治町が行う（以下「大治町支部」という。）。

2 「つながるまい海部津島」利用規約第5条第4項に基づき、協議会支部単位のネットワーク名称について、大治町支部においては「つながるまい大治」を用いることとする。

3 「つながるまい海部津島」利用規約第5条第2項について、大治町支部では「大治町電子@連絡帳ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）が、「つながるまい大治」の運営のための意思決定、各種審議と諮問を行うものとする。

第2章 利用に関する事柄

（利用事業所等の範囲）

第3条 「つながるまい大治」を利用できる事業所等（以下「事業所等」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）における医療提供事業所、地域包括ケアに係る事業所及びその他大治町が認めた事業所とする。

2 前項における事業所等において、「つながるまい大治」を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、当該事業所等に属する者のみとする。

（利用の申請）

第4条 「つながるまい大治」の利用を希望する事業所等は、当該事業所等における施設責任者（以下「施設責任者」という。）がポータルサイトからオンラインで申請又は大治町へ申請書を提出する。

2 「つながるまい海部津島」利用規約第34条について、同条に基づいて施設責任者が参加同意書を申請する際は、大治町に提出するものとし、参加同意書の提出をもって、申請をした事業所等は本規約についても同意したものとする。

3 利用者は、本条で定めた「つながるまい大治」の利用申請と同時に、利用者管理システムに登録されている自らの事業所の情報を提供するものとする。

(利用権の設定)

第5条 大治町は、「つながろまい大治」の利用を希望する事業所等の利用者の個人毎に専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）と暗証番号

（以下「パスワード」という。）の付与を行う。

2 利用者は、施設責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 施設責任者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトからオンラインで申請又は大治町へ速やかに連絡するものとし、大治町は、必要な変更登録を行う。

(利用の廃止)

第7条 事業所等が、「つながろまい大治」の利用を廃止する場合は、ポータルサイトからオンラインで申請又は大治町へ連絡するものとし、大治町は、必要な廃止手続きを行う。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第8条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、施設責任者がポータルサイトからオンラインで申請又は大治町へ連絡するものとし、大治町は、当該IDを利用停止と、新たなユーザーID及びパスワードの付与等、必要な手続きを行う。

(対象者情報の取扱い)

第9条 「つながろまい海部津島」利用規約第12条第1項について、かかりつけ医・ケアマネジャー等は、「つながろまい大治」を利用して患者に関する情報を、他の利用者と共有する場合は、同意書により対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得るものとする。

2 「つながろまい海部津島」利用規約第12条第2項について、「つながろまい大治」に保管された情報を対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）から削除の申し出があった場合は、速やかに大治町へ連絡をするものとし、大治町は、当該データの削除を行う。

第3章 ワーキンググループ

(ワーキンググループでの協議事項)

第10条 ワーキンググループは、次の各号に該当する内容を協議する。

- (1) ポータルサイトサービスで一般公開する利用施設の情報。
- (2) 「つながろまい海部津島」利用規約第20条第1項に基づく報告について、臨時のワーキンググループを招集し、事故防止対策及び協議が必要と判断された場合。
- (3) 「つながろまい大治」に登録した利用者が、「つながろまい海部津島」利用規約第30条第2項に該当し、利用施設の登録の廃止又は利用者としての資格の停止をすべきであると大治町が判断した場合。

(ワーキンググループへの報告事項)

第11条 大治町は、次の各号に該当する場合、ワーキンググループへその内容を報告する。

(1) 海部医療圏市町村在宅医療連絡協議会及び協議会支部並びに契約事業者が「つながるまい海部津島」利用規約第28条第1項又は第2項に基づき利用権の一時停止をした場合。

(2) 海部医療圏市町村在宅医療連絡協議会及び契約事業者が「つながるまい海部津島」利用規約第29条第1項又は第2項に基づきサービスの一時停止をした場合。

(サービスの中止)

第12条 ワーキンググループは、大治町と協議し、利用者に少なくとも3か月前に予告をした上で、「つながるまい大治」のサービス提供を中止することができる。

(実験・開発目的での利用)

第13条 大治町において、「つながるまい海部津島」利用規約第33条に定めた実証実験を行うおうとする者は、大治町及びワーキンググループの承認を得るとともに、大治町及びワーキンググループの指示した利用条件を遵守しなければならないこととする。

(規約の変更)

第14条 大治町はワーキンググループにおいて協議した上で、本規約の諸規程の制定又は改廃を行うことができるものとする。

2 前項の場合において大治町は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。

3 第1項の変更を行った場合、大治町は、ポータルサイトサービス等を通じて利用者へ変更内容を周知するものとする。

4 第1項に定める利用規約の変更後に、利用施設及び利用者が「つながるまい大治」を利用した場合、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

更新日:2019年2月18日 13:31